

議第 5 2 号 呉市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

1 改正の趣旨

国民健康保険法施行令（昭和 3 3 年政令第 3 6 2 号）の一部改正（平成 2 8 年政令第 3 3 号による改正）により，国民健康保険料の基礎賦課額及び後期高齢者支援金等賦課額の賦課限度額の引上げ並びに減額措置の対象世帯が拡大されることに伴い，所要の規定の整備をするものです。

2 改正の内容

(1) 賦課限度額の引上げ

国民健康保険料の基礎賦課額の賦課限度額を 5 2 万円から 2 万円引き上げて 5 4 万円とし，後期高齢者支援金等賦課額の賦課限度額を 1 7 万円から 2 万円引き上げて 1 9 万円とします。

(2) 減額措置の対象世帯の拡大

国民健康保険料の賦課額における被保険者均等割及び世帯別平等割の保険料の 5 割減額及び 2 割減額の対象となる世帯の所得判定基準を次のとおり変更し，減額措置の対象世帯を拡大します。

ア 5 割減額の対象となる世帯の所得判定基準

被保険者及び特定同一世帯所属者一人当たりの判定基準額を 2 6 万円から 2 6 万 5 千円に増額して世帯の所得判定を行います。

イ 2 割減額の対象となる世帯の所得判定基準

被保険者及び特定同一世帯所属者一人当たりの判定基準額を 4 7 万円から 4 8 万円に増額して世帯の所得判定を行います。

3 施行期日

平成 2 8 年 4 月 1 日

4 新旧対照表

現 行	改正案
(基礎賦課限度額) 第 1 1 条の 6 第 8 条又は第 1 1 条の 2 の基礎賦課額（一般被保険者と退職被保険者等が同一の世帯に属する場合には，第 8 条の基礎賦課額と第 1 1 条の 2 の基礎賦課額との合算額をいう。第 1 4 条及び第 1 5 条の 3 第 1 項において同じ。）は， <u>5 2 万円</u> を超えることができない。	(基礎賦課限度額) 第 1 1 条の 6 第 8 条又は第 1 1 条の 2 の基礎賦課額（一般被保険者と退職被保険者等が同一の世帯に属する場合には，第 8 条の基礎賦課額と第 1 1 条の 2 の基礎賦課額との合算額をいう。第 1 4 条及び第 1 5 条の 3 第 1 項において同じ。）は， <u>5 4 万円</u> を超えることができない。
(後期高齢者支援金等賦課限度額) 第 1 1 条の 6 の 1 0 第 1 1 条の 6 の 3 又は	(後期高齢者支援金等賦課限度額) 第 1 1 条の 6 の 1 0 第 1 1 条の 6 の 3 又は

第11条の6の6の後期高齢者支援金等賦課額（一般被保険者と退職被保険者等が同一の世帯に属する場合には、第11条の6の3の後期高齢者支援金等賦課額と第11条の6の6の後期高齢者支援金等賦課額との合算額をいう。第14条及び第15条の3第1項において同じ。）は、17万円を超えることができない。

（保険料の減額）

第15条の3 次の各号に該当する納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第8条又は第11条の2の基礎賦課額から、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額（当該減額して得た額が52万円を超える場合には、52万円）とする。

(1) (略)

(2) 前号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合計額が、地方税法第314条の2第2項に掲げる金額に26万円に当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。）現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であつて前号に該当する者以外のもの
アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額

ア・イ (略)

(3) 第1号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合計額が、地方税法第314条の2第2項に掲げる金額に47万円に当該年度の保険料賦課期日（賦

第11条の6の6の後期高齢者支援金等賦課額（一般被保険者と退職被保険者等が同一の世帯に属する場合には、第11条の6の3の後期高齢者支援金等賦課額と第11条の6の6の後期高齢者支援金等賦課額との合算額をいう。第14条及び第15条の3第1項において同じ。）は、19万円を超えることができない。

（保険料の減額）

第15条の3 次の各号に該当する納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第8条又は第11条の2の基礎賦課額から、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額（当該減額して得た額が54万円を超える場合には、54万円）とする。

(1) (略)

(2) 前号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合計額が、地方税法第314条の2第2項に掲げる金額に265,000円に当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。）現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であつて前号に該当する者以外のもの
アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額

ア・イ (略)

(3) 第1号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合計額が、地方税法第314条の2第2項に掲げる金額に48万円に当該年度の保険料賦課期日（賦

課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。)現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であつて前2号に該当する者以外のもの

アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるもの数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額

ア・イ (略)

2 (略)

3 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第8条又は第11条の2」とあるのは「第11条の6の3又は第11条の6の6」と、「5.2万円」とあるのは「1.7万円」と、前項中「第11条第2項及び第3項」とあるのは「第11条の6の5第2項及び第3項」と読み替えるものとする。

4 第1項及び第2項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第8条又は第11条の2」とあるのは「第11条の8」と、「5.2万円」とあるのは「1.6万円」と、第2項中「第11条第2項及び第3項」とあるのは「第11条の10第2項及び第3項」と読み替えるものとする。

課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。)現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であつて前2号に該当する者以外のもの

アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるもの数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額

ア・イ (略)

2 (略)

3 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第8条又は第11条の2」とあるのは「第11条の6の3又は第11条の6の6」と、「5.4万円」とあるのは「1.9万円」と、前項中「第11条第2項及び第3項」とあるのは「第11条の6の5第2項及び第3項」と読み替えるものとする。

4 第1項及び第2項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第8条又は第11条の2」とあるのは「第11条の8」と、「5.4万円」とあるのは「1.6万円」と、第2項中「第11条第2項及び第3項」とあるのは「第11条の10第2項及び第3項」と読み替えるものとする。